

7. 「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）

依頼届出書」作成の留意点

1 届出方法

以下の書類を利用者の住所地の市町窓口まで持参してください。

住所地特例者は被保険者証記載の市町（公印横に記載）まで持参してください。

サービス利用開始から受付し、未来日での受付は出来ません。

☑必要書類

- ☐ 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼届出書
- ☐ 被保険者証または資格者証（原本）
 - ▶ 届出した事業者を印字したものと差し替え
 - ▶ 更新手続き時のみ資格者証で受付、
「3届出時期に関する注意事項」も参照
 - ▶ 死亡、転出後の届出時は不要
- ☐ 顛末書
 - ▶ 届出がサービス開始日及び要介護認定日から1か月以上経過した場合必要（様式任意、1か月以上経過した理由と再発防止策を記載したもの）

2 届出期限

サービス開始日または要介護認定日から1か月以内

※いずれからも1か月以上経過した場合は、

顛末書を付けて届出してください。

3 届出時期に関する注意事項

◎一度届出をした後に、同じ事業者が再度届出する必要がある場合

- ◆ 届出後に、一度でも契約を解除して再度契約した場合
- ◆ 介護度が要支援に下がった後要介護に戻った場合（逆の場合も同様）
- ◆ 施設入所後、退所して再度利用することになった場合

◎遡って届出を提出する場合

裏面に理由書が必要になります。依頼年月日と裏面の開始日が同じになるようにしてください。なお、依頼年月日が休祝日の場合は、その次に到来する開庁日に届出すれば理由書は不要となります。

サービス利用開始日	裏面の必要性
1月1日	1 / 4（最初の開庁日）に届出⇒不要
	1 / 5以降に届出⇒必要

<表面>「サービス計画作成等の依頼年月日（変更の場合は変更日）」

居宅サービス計画作成等の依頼年月日（変更の場合は変更日） ※（介護予防）小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合はサービス利用開始日	令和 5 年 1 月 1 日
--	----------------

<裏面>「利用者の認定通知收受日」

サービス利用開始日が遡る場合の理由書			
サービス利用開始日	令和 5 年 1 月 1 日から	利用者の認定通知收受日	令和 5 年 2 月 1 日
認定日	令和 5 年 1 月 31 日	サービス計画届出書作成日	令和 5 年 2 月 2 日

◎顔末書が必要な場合

届出がサービス利用開始日及び要介護認定日から1か月以上経過した場合に、届出と一緒に提出してください。様式は任意ですが、1か月以上経過した理由及び再発防止策を記載してください。

申請日及び認定日	届出日及びサービス利用開始日
4 / 1 認定申請、6 / 5 認定	6 / 5 に 4 / 1 開始の届出⇒不要
	7 / 5 に 4 / 1 開始の届出⇒必要

◎要介護認定の区分変更・要支援者新規申請中に届出をする場合

下記の表の通りに届出してください。

サービス利用開始日	提出可否
認定申請日より前	提出可能
認定申請日より後または同日	提出不可（認定後遡って届出）

ポイント

届出の時点で、要介護度が確定している期間内の届出ならば提出可能です。
 例えば3／31まで認定のある利用者の介護度の更新申請を行う際に、
 3／31をサービス利用開始日として届出することは、介護度が未定となるのが
 4／1以降のため可能です。4／1以降が開始日の場合、介護度が確定していない
 ので、認定結果が出るまでは届出できません。

◎要介護認定の申請中に利用者が死亡または転出した場合

下記の表の通りに届出してください。届出時には認定結果通知書等を持参してください。被保険者証は不要ですが、発行もされません。

認定結果	提出可否
出る	提出可能（認定後遡って届出）
出ない	提出不可

4 書類作成の注意ポイント

◎表面

届出人の署名については、サービス利用開始時の、被保険者本人氏名を記載してもらってください。届出時点で死亡している場合でも同様です。

署名欄の下部にある同意欄に情報提供に関する同意についても、署名と同様に記載してもらってください。記載のないものについては、同意が得られなかったとみなし、情報提供は行いませんので注意してください。

◎裏面・サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由欄

「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼届出書」を提出する前に、やむを得ずサービスの利用を開始した理由を記載します。アセスメントによる利用者の身体的な状況や、周囲の見守りの状況を記載してください。

例

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

脳出血後左半身にマヒが残っており、歩行が困難で見守りが必要だが、家族が日中就労しており見守りが十分でないことから、早急にサービスを利用する必要があったため。

不適当な例

- ・「元々サービスを利用していたため」
- ・「本人または家族の希望があったため」
- ・「遡って転入したため」

ケアマネジャーが
サービス利用を必要と
判断した理由が不明

◎裏面・サービス開始日を遡る理由等

認定結果待ち等、「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼届出書」の提出が遅れた理由を記載してください。上記の「開始理由」欄と混同しないように注意してください。

5 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業者の方へ

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合、利用前に以下の項目のサービスの利用があったかを、表面の居宅サービス等の利用の回答欄に必ず回答してください。

利用期間中に要介護認定区分について、要支援・要介護間の変更が発生した場合は、同一の事業所を引き続き利用する場合も再度届出書を提出する必要があります。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無 ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合のみ記入)	
居宅サービス等の利用	☐ あり (利用したサービス:) ☐ なし
※小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)並びに地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。)の有無を記入してください。(介護予防サービスの場合も同様に記入してください。)	

◎対象となるサービス

居宅サービス	◆ 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護 <u>以外</u>
介護予防サービス	◆ 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護 <u>以外</u>
地域密着型サービス	◆ 夜間対応型訪問介護 ◆ 認知症対応型通所介護 ◆ 地域密着型通所介護 ◆ 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

8. 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給

利用者が自宅での生活を「自立」して不自由なく営むために、「小規模」な住宅改修を行った場合、改修費を支給する制度を「住宅改修」と言います。

利用者とケアマネジャー、工事業者の三者で検討した結果、改修が必要であると判断される場合は、最初に工事内容を事前に申請する「事前協議書」の提出が必要となります。支給対象となるという協議結果を受けてから工事を行い、「支給申請書」の提出後、申請内容が認められてから改修費が支給されます。

「自立」とは

他の助けや支配無しに自分一人の力だけで物事を行うことになります。

つまり、住宅改修をすることで“自分”で“何か”ができるようになるということとなるので、介護者自身の介護負担を減らすことのみを目的としたものは「住宅改修」ではありません。

介護者の負担軽減で住宅改修の対象となるのは、今まで介助していた行為が住宅改修することによって介助から介護者の見守りに変わることによって負担が軽減される場合です。

「小規模」とは

賃貸住宅等に居住し、住宅改修について制約を受ける高齢者との均衡を考慮し、手すりの取付け、床段差の解消等の比較的小規模のものが認められています。

住宅改修はリフォームではなく、家屋の床面積が増えるなど、利用者の資産形成となるようなものは「小規模」とは言えません。

1 届出方法

以下の書類を利用者の住所地の市町窓口まで持参してください。

☑事前協議書（改修前）

- ☐ 住宅改修費事前協議書
- ☐ 住宅改修が必要な理由書
 - ▶ ケアマネジャーまたは包括支援センターが作成したもの。
 - ▶ 福祉住環境コーディネーターが作成したものは不可。
- ☐ 改修前後の分かる改修計画図面
- ☐ 工事費の見積書
- ☐ 改修前の改修箇所の写真
 - ▶ 撮影年月日の入ったもの。日付はカメラの日付機能、もしくは黒板等に日付を記載して撮影した写真が必要。後から加工して日付を入れたものは不可。
- ☐ 住宅の所有者の承諾書
 - ▶ 所有者が同一世帯の親族以外の家屋を改修する場合に必要。

不備がなければ、事前協議書の届出日から2週間以内に協議結果が送付されます。

☑支給申請書（改修後）

- ☐ 住宅改修費支給申請書
- ☐ 住宅改修に要した費用の領収書
 - ▶ 利用者の自己負担分が確認できるもの。「償還払い」（利用者が一旦改修費を全額支払い、支給を受ける方法）の場合は全額、「受領委任払い」（登録のある工事業者に限る。改修費を利用者が1～3割の自己負担分のみ支払い、保険分を業者に支給する方法）の場合は自己負担分の金額となります。
 - ▶ 他の工事を同時に行った場合、内訳書等で領収書の内訳が分かれば受付可能。
- ☐ 工事費内訳書
- ☐ 改修後の改修箇所の写真
 - ▶ 撮影年月日の入ったもの。日付はカメラの日付機能、もしくは黒板等に日付を記載して撮影した写真が必要。後から加工して日付を入れたものは不可。

不備がなければ、支給申請書の届出のあった月の翌月末に支給されます。

2 対象となる工事

支給対象となるのは、以下の工事内容になります。これ以外の工事は対象になりません。また、「⑥その他改修に付帯して必要となる住宅改修」は、上記①～⑤の工事に付帯した工事ですので、⑥のみでの事前協議書の受付は出来ないことに留意してください。

住宅改修費種別	工事内容
①手すりの取付け	転倒防止を目的として、移動または移乗に資するものであること。動線上の移動、立ち上がりや起き上がりを補助する目的であることとなるため、姿勢保持や転落防止などを目的としたものは対象外となる。
②段差の解消	上がりかまちや掃き出し窓等の段差にビス等で固定するステップ台や、かさ上げによって、出入りする両側の段差が解消されるもの。(片側しか解消されない場合は、理由が必要) エプロン等の高さの変更し、浴槽を跨ぎやすくする浴槽の取替えも対象となる。動線の新設や床面の延長になるもの、転落防止を目的としたものは対象外となる。
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更	「滑り防止または移動の円滑化」を目的とした畳からフローリング、砂利道の舗装といったもの。科学的又は物理的な理由により劣化した床材の変更は対象外となる。本来滑りにくい素材であるはずの床材からの変更は理由が必要となる。
④引き戸等の扉の取替え	開き戸を引き戸への変更、扉の撤去、吊元の変更、重い扉から軽いものへの交換(戸車の新規取付も含む)ドアノブのレバーハンドルへの変更も対象となる。
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式から洋式への取替え。水洗化工事は支給対象外となる。洋式から洋式への変更は理由が必要となる。
⑥その他改修に付帯して必要となる住宅改修	上記①～⑤の工事に付帯した工事。

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

利用者	被保険者番号	0000000000	年齢	86歳	生年月日	明治 11年10月1日 昭和	性別	性 男 女
	被保険者氏名	広域 太郎	要介護度 (該当に○)	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5・申請中			
	住所	東海市荒尾町西廻間2番地の1						
	製作者	資格	作成者が介護支援専門員でないとき	氏名	広域 次郎	連絡先	052-689-2263	
現地確認日		令和4年9月22日	作成日	令和4年9月26日				
所属事業所		広域居宅						

保険者	確認日	令和 年 月 日	評価欄
<総合的状況>			
利用者の身体状況	両膝変形性膝関節症で痛みあり。 自宅の階段で転倒し、入院していた。		
介護状況	排泄は自立している。家事や買い物は長男夫婦の支援がある。		
住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか	浴室、階段に手すりを設置し、浴室扉を開き戸から折れ戸に変えることで移動などの安全性を確保する。		

・屋内の移動方法が不明です。
・日常生活動作の自立度を記述します。
・入院中又は入院していた場合、入退院日も記述します。

・家族の同居・介護状況や介護サービスなどが不明です。

・2階への階段昇降が生活に必要なのかわかりません。
・本人、家族が今後どう日常生活を変えていきたいかを記述します。

福祉用具の利用状況と	
住宅改修後の想定	改修前
●車いす	□
●特殊寝台	□
●床ずれ防止用具	□
●体位変換機	□
●手すり	□
●スロープ	□
●特殊尿器	□
●入浴補助用具	□
●簡易浴槽	□
●その他	□

住宅改修が必要な理由書 (P2)

< P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください >

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で改修の方針(…することとで…が改善できるを)記入して下さい	④改修項目 (改修箇所)
	ロトイレまでの移動		□できなかったことをできるように	■手すりの取付け (浴室) (階段) () () () () □段差の解消 () () () () ■引き戸等への扉の取替え (浴室の扉を開き戸から引き戸) () □便器の取替え () () () □滑り防止等のための床材の変更 () () () □その他 () () ()
	・段差がどのくらいあるのかわかりません。 ・物理的に「狭い」ことは支給理由として認められません。 ・身体的にどう困っているかを記入します。 ・「手すりが無い」という、手すりの取付けを前提にした限定的な記述では現状が把握できません。			
入浴	□浴室までの移動 □衣服の脱着 ■浴室出入口の出入り (扉の開閉を含む) ■浴室内の移動(立ち座りを含む) □洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) □浴槽の出入り(立ち座りを含む) □浴槽内での姿勢保持 □その他()	浴室入り口に段差があり、手すりが無い為出入りの際に不安定になる。 浴室の扉を開ける際、シャワーチェアがあるため出入りが狭くて困っている。	□できないことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ■利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他()	手すりを設置することで、安定して出入りすることができ、浴室扉を開き戸から折れ戸変えることで安定して出入りすることができ。
外出	□出入口までの移動 □上がりかまちの昇降 □車いす等、装具の脱着 □履物の着脱 □出入口の出入り (扉の開閉を含む) □出入口から敷地外までの移動 □その他()	・既存の手すりが古い、壊れていることは支給理由として認められません。(住宅の修繕は不可)	□できなかったことをできるようにする 止、安全の確保 性的確保 神的負担や不安の軽減 担の軽減 ()	□滑り防止等のための床材の変更 () () () □その他 () () ()
その他の活動	■1～2階の階段	既存手すりがついているが、古くなってきたのでがたついて危険な状態である。	□できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ■利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他()	手すりを取り付けることで完全に階段を昇降できる。

基本情報

製作者	現地確認日		令和4年9月22日	作成日	令和4年9月26日
	資格	所属事業所	広域居宅		
		作成者が介護支援専門員でないとき			
	氏名		広域 次郎		
	連絡先		052-689-2263		

・各種介護サービスだけでなく、家族の介護を含めた介護状況を記述します。

- ・利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを記述します。
- ・これまでの生活歴を踏まえ、利用者がどのように社会参加をしていきたいのかを記述します。

住宅改修が必要な理由書(P2)

- ・既存の手すりがある場合、なぜ新たに設置する必要があるのか本人の身体状況を踏まえて記述します。